

## レンタカー貸渡約款

3.理由のいかなを問わず貸渡約款が効力を失ったとき、当社が認めたときいつでも、借受人は、当社から返却を受けたICカードを直ちに当社に返却するものとします。
4.ICカードの紛失、盗難、滅失又は毀損の場合、借受人は、速やかにその旨を当社へ届け出るものとします。
5.前項の場合、その紛失等が借受人の故意に帰する事由にかかわらず、借受人は賠償を負担するものとし、当社の請求に従ってを支払うものとします。

**第17条(日常点検整備)**

借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

**第18条(禁止行為)**

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタカーを自動運転送車又はこれに類する目的に使用すること。
- レンタカーを指定の用途以外に使用し、又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
- レンタカーを転売し、又は他に担保の利用者による等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- レンタカーの自動車登録番号牌又は車両番号等を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改裝する等その型状を変更すること。
- 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは視察に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- 当社の承諾を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。
- 当社の承諾を受けることなく、レンタカーに装備されているカーナビ、オーディオ及其他装備品を取り外す事並びに、車外に持ち出すこと；又車載工具、車載器具等を当該レンタカー以外に用いること。
- 当社の承諾を受けることなく、ベットを同乗させること及び、車内でベットをケージから出すこと。
- レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。
- 電気自動車又は充電装置の不適合取扱いにより、電気自動車又は充電装置を破損し汚損すること。

2.本条、第18条又は第24条に該当する場合で、刑法に違反する行為があった場合は、当社は法的手続きを開始することがあります。

**第19条(違法駐車の場合の措置等)**

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに關し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出現し、直ちに自ら違法駐車を係る反則金等を納付し、かつ違法駐車に伴う罚款、移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。

- 当社は、警察からレンタカーの放置駐留違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るともに、レンタカーの保管期間満了時又は当社の指示する時まで、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出現し違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従ふものとし。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
- 当社は、前項の措置を行った後、当社の判断により、借受人又は運転者に対し、違反処理の状況を交通反則告知書及び納付書・納品監視等により確認するものとし、処理が留保できない場合、借受人又は運転者は、当該所定の駐車違反約金を速ちに当社に支払うものとし、なお、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反に係る損害賠償請求等も出現し、違反者として法上の措置に依ることと認める旨の当該所定の文書(以下「損害賠償」といいます。)に署名する等により償ふが、借受人又は運転者はこれに従ふものとします。
- 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認過及び窃盗証等の個人情報を提供する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任を報告する等の必要な法的措置をとることできるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
- 当社が道路交通法第5条の4第1項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付した場合は借受人若しくは運転者の探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合は、借受人又は運転者は、当社に対して、次に掲げる金額(以下「駐車違反戻金」といいます。)について賠償する責任を負うものとし、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反戻金費用を支払うものとし。
  - 放置違反戻金相当額
  - 当社所定の駐車違反戻金
  - 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

6.借受人又は運転者は、第3項に基づき駐車違反約金を当社に支払った後、借受人又は運転者が反則金を納付し、当社にその領収印の押された納付書・納品証書等を示した場合は、又は当社が反則金の返付を受けたときは、当社は受け取った駐車違反約金(返金に要した費用を除く)を借受人又は運転者に返還し。
7.当社が第5項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が当該所定の期日までに期間に規定する請求額(借受前債)の全額を支払わないときは、当社は借受人若しくは運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム(以下「全協システム」といいます。)に登録する等の措置をとるものとします。

- 第1項の規定により借受人又は運転者が当該駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づき違反を処理すべき前の当社の指示又は運転者に基づく任意に署名すべき前の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反約金を充てるものとして、当該借受人又は運転者に対して、「駐車違反金」を申し渡すことができるとします。
- 第7項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者に対し駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の額の上限を受けるとときは、当社は第7項に規定する全協システムに登録する等の措置をとらず、又は別記「全協システム」に登録したデータを削除するものとし。
10.借受人又は運転者は、第5項に基づき当社が請求した全額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、権利当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたとき等により、放置違反戻金の返付命令が取り消され、又は当社が戻金を支払うことを受けたときは、当社は戻金として受けつけた駐車違反戻金費用のうち、放置違反金相当額の差額又は戻金に超過した返金に要した費用を除くものとします。第8項に基づき当社が駐車違反金を申し渡した場合においても、同様とします。
- 当社は、第5項に規定する賠償請求命令を受けたときは、当該請求に係る一切の損害(違法な駐車による一切の損害(違法な駐車による一切の修理費用及びバックアップ料を含む。))について、借受人及び運転者の賠償責任を負ふものとし、また、当該事故、事故等により借受人及び運転者に発生した一切の損害について、当社は責任を負いません。
- 第7項の規定にかかわらず、全協システムに登録されたデータ、反則金等が納付されたとき等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全協システムに登録したデータを削除するものとします。

### 第5章 返還

**第20条(返還責任)**

借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において、当社に返還するものとします。
2.借受人又は運転者は、当社が前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。
3.借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間中にレンタカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責を負わないものとし、その場合、借受人又は運転者は直ちに当社に報告し、当該損害に従ふものとします。

**第21条(返還時の確認等)**

- 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカー及び物品を返還するものとします。この場合、通常の使用によって生じた傷等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
- 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは同乗者の積荷がないことを確認して返還するものとします。
  - 借受人は未精算の貸渡料金等がある場合は、レンタカー返還時までに当該費用を支払いなければならないものとします。
  - 前項のほか、レンタカー返還時において、ガソリン、軽油等の燃料が未精算(満タンでない)の場合には、使用中の走行距離に応じて当社所定の距離計算表に従い算出した燃料代を直ちに当社に支払うものとします。

**第22条(借受期間延長時の貸渡料金)**

借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の承諾を受けたことなく所定の返還場所が変更した場合にレンタカーを返還したときは、借受人は、次に定める返還場所変更追加料を支払うものとします。

**第23条(返還場所等)**

借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回避のための費用を負担するものとします。
2.借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の承諾を受けたことなく所定の返還場所が変更した場合にレンタカーを返還したときは、借受人は、次に定める返還場所変更追加料を支払うものとします。

- 前項に準じて定めた返還場所と貸渡契約締結時の運転者とが異なること。
- 過去の貸渡しにおいて、返還料金その他当社に対する債務の支払いを滞続した事実があるとき。
- 過去の貸渡しにおいて、第18条各号に掲げる行為があったとき。
- 過去の貸渡し他、レンタカー事業者による貸渡しを営み、す。において、第19条第7項又は第24条第1項に掲げる行為があったとき。
- 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。

- 当社の取引に対して、当該事故責任者の他の損害者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える賠償を要求し、又は暴力的行為若しくは脅辞を用いたとき。
- 風俗を乱す、又は脅迫若しくは威力を用いて当社の信用を著しく、又は業務を妨害したとき。
- その他当社所定の条件を満たさないとき。
- その他、当社が適当でないときと認めるとき。

3.前2項の規定により借受人の賠償に予約が成立したときは、借受人の都合による予約の取消があったものとして取り扱ひ、借受人は、当社所定の予約取消手数料額を当社に支払ふものとします。なお、当社は、借受人からこの予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

**第10条(貸渡履歴の成立等)**

賃貸契約は、借受人が当社に賃貸料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は賃貸料金の一部に充当されるものとします。

2.前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時と、同時に明示された借受場所で行うものとします。

- 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長(兵庫県においては神戸運輸監理部兵庫陸運課長、沖縄県においては沖縄総合事務局運輸事務所長、以下「第14条第1項において同じ」とします。)に届け出て実施している料金によるものとします。
- 第2条による予約をした後に賃貸料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金を比較して低い方の賃貸料金をよものとします。

4.賃貸料金については、租金表及び租則で定めたものとします。

**第12条(借受条件の変更)**

借受人は、賃貸契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
2.当社は、前項による借受条件の変更によって賃貸業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。
**第13条(点検整備及び補償)**

当社は、道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを必要とするものとします。
2.当社は、レンタカーの領し、又は、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検後し、必要な整備を実施するものとします。
3.借受人又は運転者は、前項の点検整備が実施されていること並びに当社所定の点検表に基づく車体外観及び付属品の確認によってレンタカーに整備不良がないこと、その他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
4.当社は、前項の確認によって、レンタカーに整備不良が見られた場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。
5.チャイルドシート及びその他の付属品等は、借受人又は運転者若しくはその責任において適正に装着し、当社はそれらの装着について一切責任を負わないものとします。

**第14条(貸渡証の交付・携帶等)**

- 当社は、レンタカーを引き渡したとき、又は、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を確認した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。
- 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下「貸渡期間」といいます。)に備けて実施している料金によるものとします。
- 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 借受人又は運転者は、レンタカーを転売したときは、同時に、貸渡証を当社に返還するものとします。

**第15条(管理責任)**

借受人又は運転者は、レンタカーの使用に、善良な管理者の注意義務を付してレンタカーを使用し、保管するものとします。

**第16条(ICカード)**

借受人は、当社から貸渡を受けたICカード(ETCカード)等は着信専用義務をもって、使用・保管するものとします。

2.借受人は、ICカードを借受人及び当社に事前に入力出した運転者ごのみ使用させるとし、他者(借受人の他の関係職員を含む)に使用させてはならないものとします。

借受人は、借受人又は運転者が借り受け、レンタカーの使用に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき理由に育る場合を除きます。

2.前項の当社の損害のうち、事故、盗難、滅失又は運送者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損、奥災等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については、料金表及び借受人又は運転者による損害を賠償し、又は営業補償を受けるものとし、借受人又は運転者これらを支払うものとします。

**第30条(保険及び補償)**

借受人又は運転者が、第29条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社に定める補償制度により、次の限度内の保険金は補償金が支払われます。

- 自し一部営業所(取次店を含む)について、損害者(自動車損害賠償責任保険を含む)
- 対物賠償：1事故限度額：無制限(免責額5万円)(但し、キャンピングカー全クラス(免責額10万円)
- 対人身賠償：1事故限度額：無制限(免責額5万円(但し、J区以上の乗用車、W区以上のミニバン・ワゴン系・キャンピングカー全クラス、マイクロバス全クラス、TC以上のトラック・特殊全クラスは10万円)
- 人身傷害補償1名限度額3,000万円

※

- 自し一部営業所(取次店を含む)については、損害者(損害賠償)に対応する場合もございいます。
- 保険約款又は当社の定める補償制度に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 借受人又は運転者ごとの貸渡約款に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 保険金は又は補償金は支払われない損害及び第1項に定める補償限度額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、故意災害に対処するための特別の財政措置等に関する法令(昭和37年法律第150号)第2条に基づく著しい被害者災害と指定された災害(以下「被害者災害」といいます。)による損害については、その損害が当該被害者災害に指定された地域において発生し、若しくは、若しくはその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合は除き、借受人又は運転者はその損害を補償することを要しないものとします。
- 第1項に定める損害保険又は当社の定める補償制度の免責額に相当する損害については、借受人の負担とします(借受人があらかじめ当社に免責補償料を支払った場合、この免責額に相当する損害の支払いは当社が負担します)。

6.当社が借受人又は運転者の負担すべき損害を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

7.第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は貸渡料金に含みます。

### 第8章 解除・解約

**第31条(貸渡契約の解除)**

当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項2項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せず、賃貸契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社に受領済の賃貸料金を借受人に返還しないものとします。

**第32条(中途解約)**

借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で賃貸契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金を、貸渡しから返還までの期間にわたる貸渡料金を差し引いた差額を借受人に返還するものとします。
2.借受人は、前項の解約をしようとするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。

※中途解約手数料は(総貸渡料金に対応する基本料金)×(貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)×50%

※中途解約手数料には消費税(地方消費税を含む)がかかります。

### 第9章 個人情報

**第33条(個人情報利用の目的)**

- 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
- 道路運送車両法第9条第1項に基づきレンタカーの運転免許を受けた事業者として、賃貸契約締結時賃貸料を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を実施するため。
  - 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車等において当社が取り扱っている等の商品の紹介及びこれに対するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告の送付、電話、電子メールの送信等の方法により、借受人又は運転者に案内するため。
  - 賃貸契約の締結し、借受け申込み又は運転者に対し、本人確認及び借受を行うため。
  - 当社の取引に係る関係及びサービスの改善のため、個人情報及び営業履歴、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
  - 個人情報情報を統合的に集計・分析し、個人を識別、特定できない形態に加算した統計データを作成するため。

2.第1項各号に定めらるる目的を以て、借受人又は運転者の個人情報を取扱する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行い、ます。

**第34条(個人情報情報の登録及び利用の同意)**

借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号を含む個人情報(全社情報システムに7年を超える期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地レンタカー協会会員にこれらの会員であるレンタカー事業者に対して賃貸契約締結時の際の審査のために利用されること)に同意するものとします。

- 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づき、放置違反金の納付を命ぜられた場合
- 当社に対して第19条第5項に規定する駐車違反戻金全額の支払いがない場合
- 第24条第1項に規定する不適当であると認められる場合

**第35条(GPS搭載)**

借受人及び運転者は、レンタカーに全地味測位システム(以下「GPS搭載」といいます。)が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置、通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録した位置データを利用することを責諾なく承諾します。

- 賃貸契約終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認する場合。
- 第24条に該当する場合、その他レンタカー又は賃貸契約等の管理のため、レンタカーの現在位置、通行経路等を、GPS搭載により当社が読取する必要があり当社が採集した場合。
- 借受人及び運転者に対して提供する商品、サービスの品質向上のため、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用する場合。

2.当社は、前項のGPS搭載は、前項のGPS搭載により記録された情報について、当社が法令上のご請求若しくは開示命令を受けた場合、又は裁判手、捜査機関若しくは行政機関が照会請求若しくは開示命令を受けた場合には、当該照会請求及び開示命令に応じるのに必要な程度において開示されることとなることを責諾なく承諾します。

**第36条(ドライブレコーダー)**

借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することを責諾なく承諾します。

- 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を把握するため。
- 貸渡し時の修理又は運転履歴の保存等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
- 借受人及び運転者に対して提供する商品、サービスの品質向上に、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

2.当社は、前項のドライブレコーダーは、同項のGPS搭載と同様に、以下の各号に該当する場合に第三者へ開示することがあります。

- 本サービス及びレンタカー車両に関する事故・トラブル等の解決のために必要があると判断した場合。(開示先：当社が契約する保険会社、事故・トラブルの相手等)
- 法令又は政府機関により開示が要求された場合。

### 第10章 雑則

**第37条(代理貸渡し)**

当社は、申込書の高紙および第1項のクラス、車名又は型式のレンタカーを貸渡しすることができない場合(申込を受けた営業所にレンタカーが配置されていない場合も含む。)において、第8条各号のレンタカーを貸渡し、次に掲げる事項について申込書に確認し、その同意を得た場合に限り、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを申込者に貸し渡すことができるものとします。これを「代理貸渡し」といいます。

- 事故、故障等のトラブルがあった場合において、自社の約款と異なる方が当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するものとします。
- 借受人は自社の約款を適用するものであること。
- 貸渡しは第3項に定めるところによる特別な形式のものであること。
- 提供したレンタカー事業者の貸渡約款が添付されていないものであること。
- 代理貸渡しを行う場合には、当該レンタカーを貸渡ししたレンタカー事業者の貸渡約款を適用するものとします。
- 代理貸渡しを行う場合は、基本運賃に定める「貸渡しは、当該レンタカーを提供した事業者の定める形式のものによるか、又は当社が別に定める代理貸渡し(専用)の株式の貸渡しによるもの」とします。
- 代理貸渡しをした場合において、当該貸渡しをした車両について、故障その他のトラブルが発生したときは、当社は、自社保有のレンタカーを貸し渡した場合と同様に、車両提供者事業者の行う修理等の手続に協力するものとします。借受人又は運転者の利便を確保するための措置をとるものとします。
- 当社がレンタカー事業者として、他の事業者と委託してレンタカーを貸渡しする取引を行い、借受人がレンタカーを賃貸する場合においても、本約款が適用されるものとします。

**第39条(租税)**

当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務いつでも相折することができるものとします。

**第39条(消費税)**

借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に係る消費税(地方消費税を含む)を当社に対して支払うものとします。

**第40条(返還損害金)**

借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

**第41条(反社会的勢力等)の排除**

当社、借受人及び運転者は(以下借受人及び運転者を「借受人等」と総称します。)、現在及び将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。

- 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、暴力団関係成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜若しくは暴力団関係能力集団その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」といいます。)
- 暴力団員等と経営を不正に支配し、又は経営に実質的に関係を持っていると認められる関係者(以下これを「暴力団員等と不正な関係にある者」といいます。)
- 自己もしくは第三者の不正利益目的等には第三者への参加目的等、不当に暴力団員等を利用して、又は認められる関係にある者。
- 暴力団員等との資金提供、便宜供与などの関与をしないことと認められる関係にある者。
- 犯罪等による公益の排除防止に資する法律において指定される事項にかかわる犯罪(以下これを「指定事項」とい)に該当する罪を犯した者。

2.当社、借受人等は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。

- 暴力団又は法的な責任を超えた不当な要求を行う。
- 脅迫的な言動、暴力を用いた行為を行い、又は虚偽の散布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
- 犯罪に該当するに際しての妨害行為。
- その他他号各号に準ずる行為。

借受人等が前2項に違反したときは、第31条に該当するものとし、これにより借受人等に損害が生じた場合には、借文約款を優先するものとします。

**第42条(邦文約款の優先)**

当社が外国語約款を定めた場合、邦文約款と外国語約款の内容に相違があるときは、邦文約款を優先するものとします。

**第43条(細則)**

当社は、この約款の細則を別に定めることができるとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

2.当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店頭に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット及び料金表、ホームページ等にこれを記載するものとします。これを変更した場合は同様とします。

**第44条(準拠法等)**

準拠法は、日本法とします。

**第45条(合意管轄裁判所)**

この約款に基づき権利及び義務について紛争が生じたときは訴訟係属にかかわらず、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所もしくは、簡易裁判所をもって第一審の合意管轄裁判所とします。

**附則**

本約款は、2019年11月8日から施行します。